

# 横須賀市報

号外第19号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

### 条 例

◇地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例中一部改正	2
◇職員の育児休業等に関する条例中一部改正	〃
◇手数料条例中一部改正	3
◇横須賀市病院事業条例中一部改正	〃
◇都市公園条例中一部改正	〃

◇横須賀市水道事業給水条例中一部改正	〃
◇横須賀市下水道条例中一部改正	〃
◇議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中一部改正	4
<b>規 則</b>	
◇職員の育児休業等に関する条例施行規則中一部改正	〃
<b>告 示</b>	
◇令和4年度横須賀市一般会計補正予算(第4号)ほか3件について	〃

## 本号で公布された条例のあらまし

### ○地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例(条例第37号)

- 寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地を改める。
- 施行期日 公布の日(令和4年9月20日)

### ○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業を原則2回取得できるようになったこと等に伴い、職員の育児休業の取扱いの規定を改める。
- 施行期日 令和4年10月1日

### ○手数料条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等に対する審査に係る手数料を設ける。
- 施行期日 令和4年10月1日

### ○横須賀市病院事業条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- うわまち病院の位置及び名称を次のとおり改める。  
位置 横須賀市上町2丁目36番地 → 横須賀市神明町1番地8  
名称 横須賀市立うわまち病院 → 横須賀市立総合医療センター
- 施行期日 規則で定める日

### ○都市公園条例の一部を改正する条例(条例第41号)

- ドッグラン広場の使用に係る登録の手続に関する規定を改める。
- 施行期日 令和5年4月1日

### ○横須賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例(条例第42号)

- 水道料金の基本料金を改定し、基本料金に含まれる基本水量を廃止する。
- 水道料金の従量料金を改定し、工事に使用する場合の従量料金を廃止する。
- 施行期日 令和5年4月1日

### ○横須賀市下水道条例の一部を改正する条例(条例第43号)

- 下水道使用料の基本使用料を改定し、基本使用料に含まれる基本汚水量を廃止する。
- 下水道使用料の従量使用料を改定する。
- プール、製水事業所等のし尿を含まない汚水に係る下水道使用料を廃止する。
- 施行期日 令和5年4月1日。ただし、一部については、公布の日(令和4年9月20日)

### ○議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第44号)

- 公職選挙法施行令の改正に準じ、議会議員及び長の選挙における候補者の選挙運動における公費負担額を次のように改めることとする。
  - 選挙運動用自動車の使用
    - 自動車借入れ契約の際の上限額 15,800円 → 16,100円
    - 選挙運動用自動車の燃料の供給契約の際の日額 7,560円 → 7,700円
  - 選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価  
7円51銭 → 7円73銭
  - 選挙運動用ポスター
    - 企画費 310,500円 → 316,250円
    - ポスター掲示場の数が500以下の場合の1枚当たりの作成単価 525円6銭 → 541円31銭
    - ポスター掲示場の数が501以上の場合の1枚当たりの作成単価 27円50銭 → 28円35銭
- 施行期日 公布の日(令和4年9月20日)

# 条 例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月20日

横須賀市長 上 地 克 明

## 横須賀市条例第37号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例（平成24年横須賀市条例第48号）の一部を次のように改正する。

特定非営利活動法人Y M C A コミュニティサポートの項中「根岸町三丁目3番15号」を「本町三丁目31番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の子の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月20日

横須賀市長 上 地 克 明

## 横須賀市条例第38号

職員の子の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の子の育児休業等に関する条例（平成4年横須賀市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号列記以外の部分中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4に規定する場合に該当するときは、2歳」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウ及びエを削る。

第2条の3第3号列記以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イ中「とし」を「ととして」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「する地方等育児休業」を「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

法第2条第1項に規定する条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4第2号中「とし」を「ととして」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1）当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

（4）当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

（7）任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。

第3条第8号を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項第1号に規定する条例で定める期間）

第3条の2 法第2条第1項第1号に規定する条例で定める期間は、57日間とする。

附則第4項中「第10条」を「第11条」に改める。

附 則

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の3第3号イの改正規定（「とし」を「ととして」に改める部分に限る。）、第2条の4第2号の改正規定（「とし」を「ととして」に改める部分に限る。）及び附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書により申し出た職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係

る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和4年9月20日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第39号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成12年横須賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第1号列記以外の部分中「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に改め、同項第2号列記以外の部分中「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に改め、同項第3号中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、同項第4号列記以外の部分中「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に改める。

別表第7第2項第2号列記以外の部分中「第5項」を「第7項」に改め、「限る。）」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請」を加え、「既存の住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」を「既存の住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請等手数料」に改め、同項第5号列記以外の部分中「限る。）」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定の申請」を加え、「既存の住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を「既存の住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更認定申請等手数料」に改め、同項第8号中「基づく長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

横須賀市病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月20日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第40号

横須賀市病院事業条例の一部を改正する条例

横須賀市病院事業条例(昭和43年横須賀市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表横須賀市上町2丁目36番地の項中「上町2丁目36番地」を「神明町1番地8」に、「横須賀市立うわまち病院」を「横須賀市立総合医療センター」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月20日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第41号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第12条中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 第5項の登録を受けようとする者は、指定管理者が指定する講習を受けるものとする。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
2 改正後の都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に登録の申請があったものについて適用し、同日前に登録の申請があったものについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、既に指定管理者が指定する講習を受けた者は、改正後の第12条第7項の規定による講習を受けたものとみなす。

横須賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月20日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第42号

横須賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第29条各号列記以外の部分中「当たり」を「につき」に改め、同条第1号の表以外の部分中「使用水量が10立方メートル以下(使用水量がない場合を含む。)の分について」を削り、同号の表中「890円」を「800円」に、「1,890円」を「1,800円」に、「4,300円」を「5,000円」に、「6,720円」を「10,500円」に、「15,700円」を「37,000円」に、「26,000円」を「82,000円」に、「54,000円」を「156,000円」に、「77,000円」を「370,000円」に、「132,000円」を「1,160,000円」に、「216,000円」を「2,600,000円」に改め、同条第2号の表以外の部分中「使用水量が10立方メートルを超える分について」を削り、「当たり47円とし、工事に使用するものについては1立方メートル当たり326円」を「につき47円」に改め、同号の表を次のように改める。

水 量 区 分	金 額 (1立方メートルにつき)
10立方メートル以下の分	15円
10立方メートルを超え25立方メートル以下の分	155円
25立方メートルを超え50立方メートル以下の分	190円
50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	245円
100立方メートルを超え500立方メートル以下の分	270円
500立方メートルを超える分	290円

第30条第1項第1号中「で使用水量が5立方メートル以下」を削る。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
2 この条例の施行の日以後最初に行われる使用水量の計量に係る改正後の横須賀市水道事業給水条例の規定の適用については、管理者が定める。

横須賀市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月20日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第43号

横須賀市下水道条例の一部を改正する条例

横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第15条の2」に改める。

第4条第4号の表以外の部分中「勾配」を「勾配」に改める。

第14条第2項各号列記以外の部分中「及び次条第2項第1号」を削る。

第14条の2第2項第1号中「で排除汚水量が5立方メートル以下」を削る。

第19条に次のただし書を加える。

ただし、管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第14条第1項関係）

区分	使 用 料		
	従 量 使 用 料		
一般汚水	基本使用料	汚水の量の区分	金額（1立方メートルにつき）
		10立方メートル以下の分	15円
	928円	10立方メートルを超え25立方メートル以下の分	135円
		25立方メートルを超え50立方メートル以下の分	198円
		50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	279円
		100立方メートルを超え500立方メートル以下の分	370円
		500立方メートルを超える分	461円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき9円		

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第4条第4号の表以外の部分の改正規定及び第19条にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日以後最初に行われる公共下水道に排除された汚水（水道水に限る。）の量の算定に係る改正後の横須賀市下水道条例第14条第1項の規定の適用については、管理者が定める。

議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月20日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第44号

議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年横須賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

令和4年度横須賀市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度横須賀市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,984,450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,393,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第6条各号列記以外の部分及び第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条第2項各号列記以外の部分中「310,500円」を「316,250円」に改め、同項第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に改め、同項第2号中「262,530円と27円50銭」を「270,655円と28円35銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

横須賀市規則第54号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月20日

横須賀市長 上 地 克 明

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年横須賀市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第3条第8号」を「第3条第7号」に改め、「1月」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項第1号に掲げる育児休業の承認を請求する場合、条例第2条の3第3号に掲げる場合及び条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2週間）」を加え、同条第2項ただし書中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に改める。

第2条の2を削る。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同項第1号中「（平成3年法律第110号）」を削る。

第6条第1項中「第4号様式」を「第3号様式」に改める。

第8条中「第5号様式」を「第4号様式」に改める。

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とし、第4号様式を第3号様式とし、第5号様式を第4号様式とする。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第168号

令和4年度横須賀市一般会計補正予算（第4号）、同特別会計国民健康保険費補正予算（第1号）、同水道事業会計補正予算（第1号）及び同下水道事業会計補正予算（第1号）は、9月14日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和4年9月20日

横須賀市長 上 地 克 明

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		29,726,704	4,412,466	34,139,170
	1 国庫負担金	20,172,887	2,141,408	22,314,295
	2 国庫補助金	9,416,932	2,271,058	11,687,990
17 県支出金		10,357,719	1,632,615	11,990,334
	2 県補助金	2,957,441	1,562,904	4,520,345
	3 委託金	833,381	69,711	903,092
19 寄附金		414,418	30,000	444,418
	1 寄附金	414,418	30,000	444,418
20 繰入金		5,996,518	1,608,361	7,604,879
	1 基金繰入金	5,960,022	1,608,361	7,568,383
21 繰越金		326,076	1,179,743	1,505,819
	1 繰越金	326,076	1,179,743	1,505,819
22 諸収入		7,481,497	35,965	7,517,462
	4 受託事業収入	892,019	4,540	896,559
	5 雑収入	4,652,846	31,425	4,684,271
23 市債		13,749,800	85,300	13,835,100
	1 市債	13,749,800	85,300	13,835,100
歳入合計		161,409,050	8,984,450	170,393,500

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		16,791,721	1,305,852	18,097,573
	1 総務管理費	13,700,889	1,164,026	14,864,915
	4 選挙費	236,706	141,826	378,532
3 民生費		65,769,508	1,055,602	66,825,110
	1 社会福祉費	32,456,889	363,879	32,820,768
	2 児童福祉費	23,548,783	691,723	24,240,506
4 衛生費		8,739,457	6,124,555	14,864,012
	1 保健衛生費	8,739,457	6,124,555	14,864,012
5 環境費		6,929,294	52,198	6,981,492
	1 環境費	6,929,294	52,198	6,981,492
6 労働費		320,740	2,217	322,957
	1 労働費	320,740	2,217	322,957
7 農林水産業費		648,178	38,127	686,305
	1 農業費	134,684	25,677	160,361
	2 水産業費	513,494	12,450	525,944
8 商工費		3,940,265	45,444	3,985,709
	1 商工費	3,940,265	45,444	3,985,709
9 土木費		19,031,376	143,918	19,175,294
	2 道路橋りょう費	3,842,257	97,641	3,939,898
	5 都市計画費	8,824,840	46,277	8,871,117
10 消防費		6,409,984	28,551	6,438,535
	1 消防費	6,409,984	28,551	6,438,535
11 教育費		14,499,493	187,986	14,687,479
	1 教育総務費	3,832,846	6,124	3,838,970
	2 小学校費	4,162,900	100,529	4,263,429
	3 中学校費	2,707,291	45,374	2,752,665
	4 全日制高等学校費	1,077,735	13,267	1,091,002
	5 定時制高等学校費	17,366	100	17,466
	7 特別支援学校費	192,429	3,452	195,881
	8 社会教育費	1,052,258	12,992	1,065,250
	9 保健体育費	1,437,631	6,148	1,443,779
歳出合計		161,409,050	8,984,450	170,393,500

第2表 繰越明許費補正  
追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	選 挙 費	市 議 会 議 員 選 挙 執 行 費 ( 投 票 案 内 等 作 成 業 務 )	11,488
民 生 費	児 童 福 祉 費	青 少 年 施 設 費 ( 青 少 年 の 家 等 施 設 運 営 管 理 費 )	19,140
衛 生 費	保 健 衛 生 費	火 葬 場 及 び 墓 地 費 ( 火 葬 場 整 備 事 業 )	5,148
土 木 費	道 路 橋 り ょ う 費	道 路 橋 り ょ う 維 持 費 ( 放 置 自 転 車 等 対 策 事 業 )	59,791

第3表 債務負担行為補正  
追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
池 上 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 指 定 管 理 料	令 和 5 年 度	50,690千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額

第4表 地方債補正  
変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	区 分	限 度 額
庁 舎 改 修 事 業 費	補 正 前	303,200
	補 正 後	309,700
青 少 年 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	6,700
	補 正 後	25,800
自 転 車 等 駐 車 場 整 備 事 業 費	補 正 前	43,100
	補 正 後	102,800

令和4年度横須賀市特別会計国民健康保険費補正予算(第1号)

令和4年度横須賀市の特別会計国民健康保険費補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,529,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 県 支 出 金		千円	千円	千円
	1 県 補 助 金	30,381,096	16,900	30,397,996
		30,381,096	16,900	30,397,996
歳 入 合 計		42,513,000	16,900	42,529,900

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		千円	千円	千円
	2 保 険 給 付 費	42,028,298	16,900	42,045,198
		30,000,616	16,900	30,017,516
歳 出 合 計		42,513,000	16,900	42,529,900

令和4年度横須賀市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和4年度横須賀市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度横須賀市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のと

おり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	10,703,513千円	405千円	10,703,918千円
第2項 営業外収益	1,029,959千円	405千円	1,030,364千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	9,490,626千円	115,784千円	9,606,410千円
第1項 営業費用	9,325,585千円	115,784千円	9,441,369千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条の表中「第3項 その他資本的収入」を「第4項 その他資本的収入」とし、第2項の次に次の1項を加える。

第3項 補助金

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,633,150千円	5,608千円	2,638,758千円
第3項 補助金	0千円	5,608千円	5,608千円
	支	出	
第1款 資本的支出	6,996,374千円	5,608千円	7,001,982千円
第1項 建設改良費	5,882,688千円	5,608千円	5,888,296千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第10条中「11,541千円」を「17,554千円」に改める。

令和4年度横須賀市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和4年度横須賀市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度横須賀市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	15,188,496千円	9,473千円	15,197,969千円
第1項 営業収益	9,381,800千円	9,068千円	9,390,868千円
第2項 営業外収益	5,782,819千円	405千円	5,783,224千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	14,851,326千円	262,375千円	15,113,701千円
第1項 営業費用	14,126,588千円	262,375千円	14,388,963千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	7,855,537千円	5,608千円	7,861,145千円
第3項 補助金	1,590,700千円	5,608千円	1,596,308千円
	支	出	
第1款 資本的支出	12,299,674千円	5,608千円	12,305,282千円
第1項 建設改良費	4,704,409千円	5,608千円	4,710,017千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第10条中「7,080千円」を「13,093千円」に改める。